

雌鳥よ、夜明けを告げるな：佐々城豊寿と 初期廃娼運動が直面した困難

SEKIGUCHI, Sumiko / 関口, すみ子

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

113

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

81

(終了ページ / End Page)

126

(発行年 / Year)

2015-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013575>

雌鳥よ、夜明けを告げるな

——佐々城豊寿と初期廢娼運動が直面した困難——

関 口 すみ子

はじめに

1 馬に乗る女

2 「東京婦人矯風会」の旗揚げ

3 真の文明化と「娼妾の全廃」——豊寿の主張

4 『東京婦人矯風雑誌』創刊と『婦人 言論の自由 全』刊

行

8 豊寿、その後——「或る女」

終わりに

5 「財産中分権」(佐々城豊寿)と「クリスチャン・ホーム」
(内村鑑三)

6 「婦人白標俱樂部」と集会及政社法、衆議院傍聴禁止

7 「女大学主義」

はじめに

近代日本で成立した公娼制度の著しい特徴は、江戸時代から続く事実上の人身売買と身柄の拘束であり、しかも、このような仕組みの後ろ盾に「公」がなったことである。言い換えれば、公娼制度とは、徳川家支配下(江戸時代)で行われていた慣行・制度を——廃止するのではなく——核心において継続したまま、検徴制、法制・呼称等の点で

雌鳥よ、夜明けを告げるな(関口)

近代化・合理化をはかったものに他ならない。

その核心とは、「身売り」という言葉で表現される、社会の各行為者による一連の行為である。すなわち、娘の「身売り」（ないしは、娘を「借金のカタに取る」）、「売られた」女がある場所で「身を売る」、男達が「女を買う」という——売買や抵当の用語で表される——行為群である。また別の言い方をすれば、核心とは、「前借金」、つまり、「前借りしている」（金を受け取っている）ことを理由にした女の身心の束縛と、ある空間で「業者」が強いる（「客」との）性行為である。この性行為は、女にとっては「働いて返す」ためのものであるが、働いても、働いても、「借金」が減らない（それどころか増える）ことがよくある。言い換えれば、その性行為は、仕事（稼業）「営業」として国家から認められたものなのであるが、実態は人身売買（「売られた」）と大差ない。⁽¹⁾

「御一新」（明治維新）で人身売買はあらためて厳禁され、「娼妓芸妓等年季奉公人」は「解放」されたはずである（太政官達第二九五号。一八七二年一〇月）。ところが、その上で、本人の意志に基づいて「娼妓稼業」を許すという新たな体制、より具体的には、警視庁・地方官庁が「娼妓」を一人一人管理して、検閲を課し、鑑札料を徴収するという体制が整えられたのである。

こうして、御一新後の新体制で、法的には自由な意志をもった営業者と位置づけられ、実態としては、鑑札を交付する地元警察の管理下におかれて、「貸座敷」（遊廓の新たな名）で「娼妓稼業」をする、つまり、「身を売る」——そこに行けば男達が「買う」ことができる——「娼妓」（「公娼」）という存在が誕生した。

当然のことながら、その後も、「身売り」という言葉が消えることはなかった。経済状態が悪化すれば、娘たちが引き続き「売られた（買われた）」、ないしは、「借金のカタに取られた」、あるいはまた、「娼妓稼業によって」（すなわち「身を売って」）借金を返す義務を自ら引き受けたからである。

同時に、見落としてはならないのは、こうした公娼制度は抗争なしに成立したわけでも、その後抗争を伴わなかったわけでもないということである。前者に関して言えば、「文明開化」を機にキリスト教徒や女性の一部が、大勢に抗って批判の声をあげ、その廃止を要求した⁽²⁾。この先頭に立ったのが、「娼妾の全廃」を掲げて、「東京婦人矯風会」の発足と『東京婦人矯風雑誌』の創刊に尽力した佐々城豊寿^{とよひこ}（一八五三—一九〇一。星豊寿）である。

このように女性達による廃娼の旗をはじめて高く掲げた人物でありながら、佐々城豊寿に関する研究は今日に至るまでわずかしか存在しない。阿部玲子「佐々城豊寿覚え書——忘れられた婦人解放運動の一先駆者」、『日本史研究』第一七二号、一九七六年十一月）を皮切りに光が当てられたが、その後の年月を経ても単行本はなく、基本的な文献としては、豊寿の姪・相馬黒光（星良）に関する宇津恭子の労作『才藻より、より深き魂に——相馬黒光・若き日の遍歴』（日本YMCA同盟出版部、一九八三年）の第二章、第三章があるに留まる（以下、同書を「宇津」と略記する⁽³⁾）。

本稿は、「東京婦人矯風会」書記、『東京婦人矯風雑誌』編輯委員としての佐々城豊寿の活動を明確にし、同時に、「娼妾の全廃」を掲げた豊寿の登場に対する反動や余波のあり様を探ることを目的とする。

なお、『雌鳥よ、夜明けを告げるな』とは、儒学の經典『書経』（牧誓）にある警告である。雌鳥が夜明けを告げる、つまり、女が家（集団）を率いると、その家は亡びるというものである（「牝鷄無晨。牝鷄之晨、惟家之素也（牝鷄は晨する無し。牝鷄の晨するは、惟家の素くるなり）」⁽⁴⁾）。この格言は、長い徳川家支配（江戸時代）を通じて、人々——男達、そして、女達——の心に染み通っていた。一方、明治になって禁圧を解かれたキリスト教にも、「Let

Your Women Keep Silence in the Churches” (教会で女性に話をさせてはいけない) という、『新約聖書』のパウロの言葉 (コリント第一書一四節) があったのである。

1 馬に乗る女

公娼制度の廃止 (廃娼) を訴える運動は、一八八〇年前後、伊香保温泉を擁する群馬県で起こった。新島襄 (アメリカン・ボード宣教師) 創立の安中教会を核に遊廓公許反対運動が起こり、廃娼の建議が県会に提出され、激しい攻防が始まった。

一八八二年には県会が娼妓廃絶を建議し、それを受けた県令が、まず伊香保村の、さらに全県下での廃娼令を発するにいたる。ただし、これは、県会を舞台とした男性中心の運動であり、女性が前面に立つて行う廃娼運動は、「東京婦人矯風会」の結成 (一八八六年一月) をもって画期をなす。⁽⁵⁾ この過程で「娼妾の全廃」の旗を高く掲げたのが佐々城豊寿である。やがて、『東京婦人矯風雜誌』の創刊 (一八八八年四月) にいたる。

豊寿は、伊達藩の儒者・星雄記の娘に生まれた。雄記は、代々儒者として伊達藩に仕えた星家の一〇代目で、若い頃 (一八三六年) 長崎に赴いて蘭学者を訪ねたことがある。評定役、勘定奉行等の要職に就いた後、安政年間には函館松前奉行を務めた。戊辰戦争で支藩の巨理藩^{わたり}が困窮すると、伊達藩から派遣されて、蝦夷地開拓を主軸とする改革案を立てた (宇津一一頁)。その結果、同藩は、藩主を先頭に全藩の紋鼈 (紋別) 移住に成功する。こうした経緯により、雄記の娘・豊寿は、旧巨理藩家老・田村頭允の援助を後々まで受けることができた (同八三頁)。田村家には、「三台女史書」と記され、「星豊壽印」と押された漢詩の半切が遺されている (武井前掲論文。宇津三八頁)。

仙台で学問をした豊寿は、男装で母と中間ちゅうけんに付き添われて、徒歩で上京した。一八七二年、横浜にあるアメリカ人女性宣教師メアリ・キダー (Mary Kitter) の学校 (フェリス女学校の前身) に入学する。そこで英語を身につけ、翌一八七三年には、中村正直の塾・同人社 (東京・小石川) に入学し、翌年秋、同人社に女学校が開かれるとそこで学んだ。

さらに、「いまの女子高等師範の前身であった学校——名を思い出せません——で漢学の先生をしていた」た (豊寿の姪・相馬黒光の言葉)⁽⁶⁾。その際には、「中村正直先生について学び、その学んだところをすぐに教えていたのだ」と言う。この学校とは竹橋にあった東京女学校 (官立) であると思われる。つまり、同人社で中村から漢文を学びながら、それをすぐ教えていたと考えられる。

とすると、豊寿は、官立では初めての女子の中等教育機関への、次のような轟々たる非難の渦中に入ってしまったことになる。

すなわち、一八七二 (明治五) 年二月、前年末の文部省布達「女学校入門之心得」に則って官立の「女学校」が開校すると、翌月の『新聞雑誌』⁽⁷⁾ で、「洋学」「洋書」と服装・動作をひとまとめにした、「洋学女生」に対する非難が巻き起こる (『新聞雑誌』第三五号、一八七二年三月) のである。しかも、その前には、まず、「女子ノ断髪スル者」に對する非難もあった。

○近頃府下ニテ往々女子ノ断髪スル者アリ。固ヨリ我古俗ニモ非ズ又西洋文化ノ諸国ニモ未タ曾テ見ザルコトニテ其醜体陋風見ルニ忍ビス。女子ハ柔順温和ヲ以テ主トスル者ナレハ、髪ヲ長クシ飾リヲ用ユルコソ万国ノ通俗

ナルヲ、イカナル主意ニヤアタラ黒髪ヲ切捨テ開化ノ姿トカ色氣ヲ離ル、トカ思ヒテスマシ顔ナルハ実ニ片腹イ
タキ業ナリ。此説既ニ府下諸新聞ニ掲載シテ言フ待ザルコトナレド(句読点、改行、引用者)

又別ニ洋学女生ト見エ大帯ノ上ニ男子ノ用ユル袴ヲ着シ足駄あしだヲハキ腕マクリナトシテ洋書ヲ提さケ往来スルアリ。
如何いかニ女学生トテ猥みだりニ男子ノ服ヲ着シテ活氣ガマシキ風俗ヲナスコト既ニ学問ノ他道ニ馳はセテ女学ノ本意ヲ失ヒ
タル一端ナリ。是等ハ孰レモ文明開化ノ弊ニシテ当人ハ論ナク父兄タル者教ヘサルノ罪ト謂フベキナリ。(同)

四月には、東京府が女子断髮禁止令を出した。なお、これは従来、女子一般の風俗への規制とみられているが、直
接には東京女学校の風俗への非難に込めて出されたものだと考えられる。⁽⁹⁾

五月、京都博覧会の折に学校制度を視察した福沢諭吉(一八三五—一九〇一)は、「京都学校の記」で、同年四月
京都府が開校した「英学女工場」の生徒を激賞し、返す刀で、「彼の東京の女子」を「断髮素颜まぢだかの袴をはき
て人を驚かす者」と評した。

中学校の内、英学女工場と唱るものあり。英国の教師夫婦を雇ひ、夫は男子を集て英語を授け、婦人は兒女を預
かりて、英語の外に兼て又縫針の芸を教へり。(中略)この席に出で、英語を学び女工を稽古する兒女百三十人
余、七、八歳より十三、四歳、華士族の子もあり、商工平民の娘もあり。各貧富に従て、紅粉を装ひ、衣装を着
け、其装潔くして華ならず、粗にして汚れず、言語嬌艶、容貌温和、ものいはざる者も臆する気なく、笑はざる
も悦ぶ色あり。花の如く、玉の如く、愛すべく、貴むべく、真に兒女子の風を備へて、彼の東京の女子が断髮素
顔まぢだかの袴をはきて人を驚かす者と同じの論にあらざるなり。(福沢⁽¹⁰⁾79)

京都の英学女工場の生徒を「彼の東京の女子」に對置した福沢は、女子教育の対案を提示したわけである。⁽¹¹⁾

以上のように、女子への公（官）による中等教育の開始である東京女学校に対しては、激しい反動が巻き起こった。なかでも、目の敵にされたのが「まちだかの袴」である。襠高袴まわだかばかまとは、襠を高く取って馬に乗れるようになっており、武士が正装に用いてきたものである。男性、しかも、他ならぬ「武士」（士族）の領域への越境・侵犯である。続く女子師範（「お茶の水」）の開校式（一八七五年十一月）では、「マチをずっと低くしてあっただけで、あとは男物と同じ」したての袴が官給されたという。マチがずっと低ければ、馬には乗れない。つまり、女子師範開校にあたっては、賢母良妻教育、すなわち、女子への（男子同様の）中等教育という東京女学校をもって始まった方向は維持しつつも、官給されたのはこうした袴であったのである。その意味で、皇后（美子）はるよを先頭に立てた女子師範の開校は、早くも、「東京女学校」とは微妙に異なる方向に女子教育を振り向けたのである。

女が馬に乗ることは江戸時代には御法度であった。ところが、豊寿は、すでに、男装して袴を穿き、馬に乗って仙台の街を疾走していた。⁽¹⁴⁾しかも、横浜では、西洋の女性が馬に乗ることは珍しいことではない。横浜絵（浮世絵）には、馬に乗る女性が描かれている。もし豊寿が女子師範の開校式に居合わせていれば、「まちだかの袴」と、「マチをずっと低くしてあっただけで、あとは男物と同じ」袴の違いとその意味するところがわかったはずである。

2 「東京婦人矯風会」の旗揚げ

一八七六年一月一三日、女子師範で開催された「婦人集会」で、豊寿は、「宮城県の星豊寿さんと云ふ妙年の婦

人」として聴衆の中から登場して演説（「一家経済の心得」）をした（『東京日日新聞』十一月二五日）。翌年には、女子師範に招聘されて、英学を教えることになる。⁽¹⁵⁾

次に豊寿の名が現れるのは、その数年後、佐々城豊寿としてである。豊寿は、同郷で同時期に学んできた佐々城本支（一八四三—一九〇一。伊東友賢）と恋愛関係に入った。ただし、本支は妻・千代との間に子どもが三人いる既婚者であり、しかも、伊達藩の藩医・佐々城家の四男である友賢は、同じく藩医であった伊東家の婿養子となっていたのであるから、この縁組の解消は容易なことではなかった。豊寿と本支の同居が戸籍上表示されるのが一八七七年、本支の離婚が一八八〇年である。同時に、本支は、勤務していた陸軍を辞職し、市井の医者として開業した。その上で、豊寿の入籍は一八八六年二月になる（宇津四七頁を参照）。また、この間、はじめての子を失った豊寿は、長老派宣教師タムソン（D. Thompson）から受洗し、日本橋教会に所属した。⁽¹⁶⁾

「婦人矯風会」結成のきっかけは、アメリカ合衆国で結成されたWCTU（Woman's Christian Temperance Union, 婦人基督教禁酒会）が、世界WCTU（the World WCTU）を名乗って国境を越えた運動に乗りだしたことである。その書記メアリ・レビット（Mary Leavitt）が、一八八六年六月一日に横浜に上陸し、日本での遊説を開始した。この影響下、キダーをはじめとする女性宣教師等から英語で教育を受けた人々（佐々城豊寿、島田かし、海老名みや等）が動き出した。「日本人プロテスタント女性キリスト者の第一世代」（安武一三六頁）である。

レビットは演説会（七月一七日）で、WCTUの支部を東京に設立することを呼びかけた。⁽¹⁷⁾ここから、木村鏡子（夫・熊一とともに明治女学校を創設）を中心に、「婦人矯風会」の結成に向かう動きが始まる。鏡子がコレラで急死すると、巖本善治（一八六三—一九四二。『女学雑誌』の編輯・発行人）がその任を引き継いだ（宇津五〇頁）。

一八八六年二月六日、日本橋教会で、「東京婦人矯風会」の発会式が挙行された。会頭には矢島楯子（かじ）（一八三三—一九二五）、書記には佐々城豊寿が選出された。矢島は、マリア・ツルー（Maria True）率いる長老派の桜井女学校の担い手である。「東京婦人矯風会」とは、様々な色合いの女性達の寄り合い所帯であった。

（1）「娼妾の全廃」を掲げる「東京婦人矯風会主意書」

この過程で、「娼妾の全廃」を柱にすべく、巖本と連携して精力的に動いたのが、佐々城豊寿である。

まず、『女学雑誌』（第四一号、一八八六年一月一日）が、社説「婦人矯風会」を掲げた。巖本は、「婦人会」結成の効用を説き、改良すべき六つの課題（娼妓全廃、女権拡張、女子が財産を相続できる制度、女子に不利でない離婚・結婚の法律、女子教育の策、婦人授産）を提起し、その冒頭に娼妓の全廃を掲げたのである。同時に、「婦人禁酒会」に代わる「婦人矯風会」という名称を紹介した。

さらに、『女学雑誌』第六五号（一八八七年五月二一日）では、背表紙の裏に、「特別広告」として、「東京婦人矯風会主意書」が「書記」（豊寿）名で掲載された。¹⁸

「主意書」は、「吾等婦人国家の弊風を矯正せんことを希ひて茲に東京婦人矯風会を設くる者は、当今の時勢甚だ之を必要することを信ずるがゆえなり」（読点、引用者）と始まる。すなわち、「時勢」に応えた、「国家の弊風」の「矯正」を高らかに宣言する。その際、「我国一般に流行して特に吾等女性を苦むる所の諸の弊風」は言うまでもなく、「男子諸君の間に行はるゝ数多の弊風」も、「矯正」の対象となると述べる。具体的には、「男尊女卑の風俗及び法律を除き、一夫一婦の制を主張し、娼妾を全廃し、家制交際の風を改め、飲酒喫煙放蕩遊惰の悪習を刈る」を挙げた上で、なかでも第一の課題として「娼妾の全廃」を掲げたのである。

(2) 「治安を妨害する」『女学雑誌』第六五号

じつは、この号の社説「姦淫の空氣」は、内閣総理大臣・伊藤博文（一八四一—一九〇九）に対する非難を含んだものであった。

事の次第はこうである。一八八七年四月二〇日、伊藤が、鹿鳴館の名花と謳われた戸田伯爵夫人極子を、こともあろうに首相官邸での仮装舞踏会の際に襲ったという噂が流れ、騒然となった。巖本は社説「姦淫の空氣」で、「驚くべき風説」——「某所の宴会に某、某侯の妻に迫りて之を追ふ」、「此時女遂に害せらる某之が為に其夫に金を贈りて購を為す」——をとりあげたのである。この問題を見過ごしてはならないと中島俊子（一八六一—一九〇一。岸田俊子、湘煙）が奔走し、俊子に促して巖本が社説を書いたと言われる。⁽¹⁹⁾

言い換えれば、『女学雑誌』第六五号は、社説に「姦淫の空氣」、論説に「婦人文明の勦」（佐々木豊寿子述）及び「婦人歎」（中島俊子）、特別広告に「東京婦人矯風会主意書」という布陣で、日本を覆う「姦淫の空氣」を一掃せんとする画期的な号なのである。同時に、それは、時の権力者の性に関する行状の糾弾をはらむものであった。しかも、「婦人矯風会の演説」と題して、東京婦人矯風会主催の二日間の演説（全三）、ことに五月一三日夜の厚生館での集会を、「聴衆男女打混ぜ凡そ一千二百名あり」と報道していた。

巖本が「女学雑誌持主」として五月二四日に警視庁に召喚され、警視総監（三島通庸）より、「第六十五号は治安を妨害するもの」と認めるとして、『女学雑誌』の発行停止が申し渡された。そこで、休刊して命を待っていると、結局、六月三〇日に再召喚されて、七月一日よりの停止解除を申し渡された（『女学雑誌』第六六号、七月九日）のである。

問題は、他でもないこの号に、「東京婦人矯風会主意書」が掲載されているということである。そもそも、第六五号のうちの、いったいどの部分が「治安を妨害するもの」と認められたのかは明らかではない。弾圧に巻き込まれるという恐怖が広がり、非難の鋒先が豊寿に向けられたことであろう。

やがて、「東京婦人矯風会主意書」が、「会頭 矢島かぢ子」名で、『女学雑誌』第七〇号（八月六日）にあらためて掲載された。それは、皇帝と皇后の恩徳を称え、その恩に「陛下の臣民」として応えて、「吾等女性の身に着きたる悪習の尚ほ去り難きは、一日も早う之を去り、尚ほ世に陛下の御志に反きて女性を卑むるの弊風あらんには、寸刻も早う之を除かん」と呼びかけるものであった。そして、この主意書が、「婦人矯風会勧告文」として、会頭と書記の連名で全国に配布されるのである。

その間の経緯は明らかではないが、矢島が掲げた路線、すなわち、皇室への忠誠という錦の御旗を掲げて、東京婦人矯風会は、「廢娼」を目標の一つに掲げて、出航することになったのである。

3 真の文明化と「娼妾の全廢」——豊寿の主張

豊寿は、演説や文筆で、真の文明化として「娼妾の全廢」を訴えた。

(1) 「積年の習慣を破るべし」

「東京婦人矯風会」の発会式で演説するつもりだったという論稿「積年の習慣を破るべし」(『女学雑誌』第四八、五二、五四号、一八八七年一月二日より三回)では、「積年の習慣」「百年の習慣」により、日本婦人は、五感を喪

失し、「土雛か張抜人形」に等しいところまで陥っていると断定する。それゆえ、まず、己おのれの周囲を取り巻く積年の習慣を打ち破らなければならないと力説する（第一編）。

こうした積年の習慣が如何に判断力を奪っているかの例として、源渡みなもとわたるの妻袈裟女けさをあげる。袈裟女は、自分を与えよと力づくで母に迫る男の前に、母のこと・夫のことを慮って、我が身を殺す外ないと判断した。そして、そのことをもって貞婦の鏡の如く賞賛されている。が、今日他にも様々な方法があるのであるから、むしろ、「最も不屈ふよどま至極の女なり」と言うべきであるとする。

また、「下等社会の婦女中に行るゝ習慣」に、「父母兄弟に疾病あるか又は年貢租税の不納ありて之を救ふ術なき時は、速かに身を娼妓に落して其窮厄を救ふ」事があるが、その身の不幸を嘆くならまだしも、「一代の手柄と心得父母を救済する良策と思ふに至れる」のは、述べるのも汚らわしい程である。にもかかわらず、「世間に文学を以て任ずる諸先生が、此の醜業を営む者を筆誅することを為さずして、却つて其様の何々は其の娘にして孝心ものなり孝女なりなど、賞賛」するとは、全く合点が行かないことだと言う（第二編）。

さらに、「誰も皆自分の国ほど尊き国は無と思ひ、又自分の風俗ほど相当の風俗は無きものと思ふ」が、外国人から見れば笑止の習慣がある。その「野蛮の風俗」とは、「眉毛を剃落とす事と歯を黒く染る事」である。こうしたものは早く打ち破って一日も早く外国人の軽蔑を退けたい（第三編）というものである。

豊寿の主張は、自分達を取り囲む「積年の習慣」に対して、客観的、批判的な目を向けようと呼びかけるものである。そして、自分を殺すことよって解決を図ろうとする「貞婦の鏡」袈裟御前の愚かさや、「身を娼妓に落して」、「一代の手柄と心得父母を救済する良策と思ふに至れる」女達、しかも、それを賞賛する「諸先生」の馬鹿馬鹿しさを指摘し、さらに、眉毛を剃ることやお齒黒も、外国人に恥ずかしい「野蛮の風俗」にすぎないと批判したのである。

(2) 「婦人文明の働」

豊寿は、「第二回女学演説」(会)での演説(「婦人文明の働」、『女学雑誌』第六五号)では、「日本の婦人は労力の働きて文明の働きではありません」、「是では詰り自活の途を立ることは覚束ない」、「畢竟文明の働とは前と違ひ知識の働きて御座います」と力説した。すなわち、いま現に演説したケルセー嬢は米国医学博士であり、「勿論彼国には電信の技術や新聞記者職工教育家などをば皆以て婦人の働と致します、且つ〔中略〕随分男子の右に出で生計を立て居ります」と言う。他方で、「西洋の服を纏ひ」、「外貌のみを文明と気取り其真を失ふ者」を批判した。

そして、「京城の周囲は〔中略〕吉原品川板橋新宿と至る所妓楼遊廓ならざるはなし」、しかも、その中心は「新橋日本橋柳橋等渾て芸妓を以て堅めてあります」と指摘して、これでは「開化」「文明」と言うことはできないと言う。また、先ほど生糸の輸出について述べたが、「其生糸の足りぬ為めか、淫を鬻ぐ売女となん謂へる者を輸出」している、「此一事にて西洋の辱を受けぬか受くるか篤と考て御覽遊ばせ」と問う。さらには、「妾を廃する」ことを主張する。そして、「元来亜米利加英吉利杯にては淫売者の無きにもあらねど日本の如く公然と設けあるにはあらねば詰り禁酒を主とするなれども、我国に取りては寧ろ矯風会の必要なるを感じます」と述べる。総じて、婦人矯風会を設けてこれら三つのものを取り除くことに尽力するから、同感の方は、入会して、「共に日本の同胞姉妹をお愛し下さる様に祈ります」と訴える。以上のように、芸娼妓の廃止、売女の「輸出」の中止、妾の廃止という三つの課題を掲げて、聴衆に婦人矯風会への入会を訴えたのである。

(3) 福沢諭吉との異同

こうした豊寿の言葉・論法には、めざす理想として「文明」(社会)を掲げ、人々に呼びかけた福沢諭吉を想起させるものがある。

そもそも、眉毛を剃る習慣やお齒黒への批判を先導したのは福沢である(「かたわ娘」、一八七二年、福沢③)。豊寿の呼びかけ方——まずは各人の見方の転換を誘う——も、また、福沢を思わせる。

とはいえ、福沢自身は、やがて、「コンヂシヨナルグード」(福沢⑦67)⁽²⁰⁾という言葉の下に、「西洋にて細君の跋履するは西洋の天理人道なり」とし、他方で、「日本の婦人の所帯持は西洋婦人の及ばざる所なり」(同667)という、西洋とは異なる日本婦人独自のあり方という考えに踏み切る(「覚書」)。これに対して、豊寿は、西洋(米国)を標準とする文明／野蛮図式を家の中まで持ち込み、「日本の婦人は労力の働きて文明の働きてではありません」、「畢竟文明の働きては前と違ひ知識の働きて御座います」と言い切ったのである。

また、「積年の習慣を破るべし」にある論法——「世間に文学を以て任ずる諸先生が、此の醜業を営む者を筆誅することを為さずして、却つて其様の何々は其の娘にして孝心ものなり孝女なりなど、称賛」する——は、『時事新報』の「婦女孝行論」(一八八三年一〇月八日)にある論法——「身體髮膚受之父母不敢毀傷孝之始也」(『孝経』)というように娼妓になることは孝行などではない(福沢⑨207)、ところが古来稗史小説や芝居狂言がこれを美談としてきた、今日もなお新聞記者がその口調を学んで娼妓を孝女だなどと賞賛し、幣風を助長している(⑨207)——を思わせる。

とはいえ、『時事新報』は続く「婦女孝行余論」(一〇月一八日)で、「青楼遊廓」は「多忙繁劇なる士商等が会合する所の都会には、殆んど欠くべからざる一種の要具」(同219)であるとして、「今一時に之を除去すれば必ず他に一害を生ずるに至るべければ、先づ青楼遊廓は到底都会杯には免かるべからざるものなりとして暫く之を論ぜず」(同

220)と断っている。さらに、福沢自身、「品行論」(『時事新報』一八八五年一―二月)で、「唯一線の血路は窮策にも醜策にも娼妓に依頼して社会の安寧を保つの外あるべからざるなり」(福沢⑤565)と娼妓・遊廓必要論を明言した上で、「銭を以て情を売るの芸娼妓たるが如きは、人類の最下等にして人間社会以外の業」として、「プロスチチュート(Prostitute)」「売娼婦人」「売娼婦」(同562)と呼んで差別・排斥するように呼びかけた。⁽²¹⁾

ちなみに、妾・芸者に関しては、福沢は、「男女同数論」(『明六雑誌』第三二号、一八七五年三月)で、もし時期尚早というならば「妾を養ふことも芸者を買ふことも黙して許さん。唯これを内証にして人に隠す可し」(福沢⑯552)とし、その上で、「品行論」でも、「不品行を犯すも之を秘密にして隠すべし」(福沢⑤555)とした。

これらに対して、豊寿は、「文明」の名の下に、端的に「廢娼妓」「娼妾の全廢」を掲げたのである。なお、豊寿のこうした発想・言論活動に対しては、「売られて」「身を売る」女性達への同情・共感に欠ける(蔑視を煽るものである)、さらに、海外で身を売る日本人女性を国家主義的観点から断罪するものであるという批判が可能である。後に矯風会の欠点として指摘されるこうした傾向は、初期の理論的指導者である佐々城豊寿にその淵源をたどれるものである。

同時に、見過ごしてはならないのは、初期婦人矯風会、なかでも、豊寿が掲げたものが、国家像・社会像の修正(豊寿のいう「国家の弊風を矯正」)であったということである。同様に、福沢と『時事新報』が、妾の許容、娼妓・遊廓の承認、さらに、後のことであるが、移住先への「賤業婦の外出」を(「経世上の必要」を挙げて)「公然許可」するように提唱したのに対し、豊寿は、「娼妾の全廢」・海外日本人娼婦の中止を提唱したのである。その意味で、東京婦人矯風会の活動、なかでも厳本ら『女学雑誌』と連携した豊寿らの動きは、薩長のヘゲモニーで国家形成を急ぐ政府にとって見過ごせない挑戦であった。

4 『東京婦人矯風雜誌』創刊と『婦人 言論の自由 全』刊行

一八八八(明治二一)年四月一日、『東京婦人矯風雜誌』が創刊された。編輯人は巖本善治、印刷兼發行人は福原祐四郎であるが、実際の主体は女性である。新聞紙條例により女子が「持主社主編輯人印刷人」となることが禁じられているため、形式上、男子を編輯、印刷・發行人に立てたのである。

もっとも、前年末には保安條例に続いて出版條例が出されており、出版條例には女性に対する禁止事項はないから、なぜ出版條例に依らなかったのかという議論はある。⁽²³⁾

これは、『東京婦人矯風雜誌』が、他でもなくそういうものとして、すなわち、「學術技芸」などという) 制限付きではないものとして準備されたためではないかと考えられる。

というのも、同誌の創刊と歩調を合わせて、『婦人 言論の自由 全』⁽²⁴⁾(米國婦人矯風會印刷會社原著、日本東京婦人矯風雜誌編輯委員佐々城豊寿女訳)の刊行が準備されているからである。つまり、『東京婦人矯風雜誌』創刊にあたって、敢然と高額の保証金を用意し、巖本ら男性を表に立てながら、同時に、『婦人言論の自由』で女性の言論の抑圧に抗議する姿勢をとったのではないかと考えられるのである。

(1) 『婦人 言論の自由 全』

『婦人言論の自由』は、直接には、教会で女性が話をしてよいかという問題に関わるものである。安武留美によれば、原文(WCTU機関紙 *The Union Signal* に一八八六年七月に掲載)は、新約聖書にあるパウロの言葉“Let

Your Women Keep Silence in the Churches.”（女性は教会で黙っていなさい）（コリント14・34⁽²⁵⁾）を題名にしたエッセイである。WCTUは女性が説教・演説をしてよいという姿勢を打ちだし、論議を呼んでいた。豊寿は、女性が公衆に向かって演説することの可否をWCTUに直接問い合わせ、その返答として送られてきたリーフレットを翻訳したのである（安武一四五頁）。

同書は、徳富猪一郎（蘇峰）による巻頭言「婦人言論の自由に題す」（一八八八年六月七日付）、巖本善治による「序」（七月仲五付）を持つ。

豊寿は、「自序」（一八八七年一〇月付。翻訳完成時）を次のように始める。

文明の中心たる欧米耶蘇教国に在りては古来婦人は男子の前に立て談論するは、基督の許し給はぬ所なりとする習慣久しきに涉り、遂に婦人の集会にも一人の男子入来れば忽ち其談論を止むるに至れり、況んや婦人か公衆の前に立て演説を為すが如きは固より世の許さざる所なりし

そしてこう続ける。これは、「新約全書に在る警戒」に基づくものであるが、「智識の進むと共に彼の新約書中に戒めたる語は別種の事にして、漫りに婦人の社会、道德、慈善、教育等の為に働く事までをも戒めたる言に非ざるを見せり」。そして、最後はこう結ぶ。

茲に至りて年久しく教会に戒め来りし誤謬も、氷雪の春風に融くるか如く、豁然として消散し、婦人言論の区域、積年の束縛を免かれ始めて自由の天地に伸張するを得たり、婦人が基督の下に真の光明を放つの自由即ち婦人文

明言論の自由、昔しより許されありしを發見したるは専ら智識發達の徳にして其功績鮮少ならずと謂ふべし

これは、智識の發達によって、婦人が言論の自由をついに手にした喜びに溢れている。だが、半年後に書かれた「緒言」(一八八八年四月付)は、趣が異なる。

「緒言」では、「曩さきに婦人の公衆の前に立つて、演説する可否如何を問合せたる時」この原書を入手したという翻訳・出版事情を述べた後、次のようにある。

婦人公衆の前に立て演説するは、何れの婦人も固より好む所にあらず、又世人よのなかの擯斥する所なり、況んや我か矯風会の演説の如きは世人の最も好む所の肉欲を制止する言葉に於てをや。聞く人見る人反対の意想おもひを抱き、罵詈誶ちやうちやうち或は冤罪むじつを以て難むづかするに至る故に、時勢に敏き才子姉妹に在ては無言は是徳と云へる、謙遜の徳を守り他人の演説すら大ひに忌み嫌きららふに至る。然されども〔中略〕濛々もうちやうちやうち暗黒の間に墮落する人々を救ふは、仁愛めぐみ尤も深き神理を奉戴する婦人の氣力にあらざれば成し能はざるなり。然れば婦人公衆の前に演説するは今日の必用にあらずや。今已に眼前衆多の敗亡せんとする人あり、何ぞ謙遜を守りて之を救ふ方法を告げずして可ならんや。(句読点、引用者)

このように、「自序」と「緒言」のトーンは異なる。前者は、「年久しく教会に戒め来りし誤謬」が智識の發達により氷解した喜び、後者は、「婦人公衆の前に立て演説する」ことの必要性と、その厳しさである(「時勢に敏き才子姉妹」からの非難すらある)。

「緒言」には、また、「キープ、サイレンス (Keep Silence)」の訳は、和訳新約全書では「黙」の一字のみであるが、漢訳では「緘黙」であり、「口を緘し縫ひて聞く勿れ」の意味であるから、「頗ぶる適當の訳字」なのでこれを用いるとある。そして、婦人が自ら己を称する時は「妾」というのが古今一般の慣用だが、この文字は「甚だ婦人の躰面を汚すべき意味なれば己れは断へて妾の字を用いたる事なし」、それ故「己れと云ふべき所に吾儕の文字を用いるので、「世の学士」よ、至当の文字があれば示して欲しいとことわっている。本文では、パウロの言葉が、「汝曹の婦人も教会の中に緘黙すべし」と訳されている。

表紙には、「明治二十一年七月第一版」とある。他方、『東京婦人矯風雜誌』創刊号の背表紙には、すでに、「婦人言論の自由近日印刷一冊」という広告が出ている。第二号（一八八八年五月一九日刊）の背表紙には、「右は本月中に出版」とある。つまり、五月中、すなわち、同誌創刊の翌月には『婦人言論の自由』を出版する計画であったのである。刊行が遅れた理由は不明だが、奥付には七月二八日印刷・八月一日出版とある。

「翻訳者兼発行者」は佐々城豊寿である。売捌所として女学雜誌社、民友社等が掲載されている。ちなみに、豊寿はさらに、女学校の設立も準備していた。『東京婦人矯風雜誌』第3号以降の裏表紙には、「修身職業 英和女学校」の広告が掲載されており、そこには、「当今に適切なる婦人一身の職業及風俗の矯正を専ら大意として教授す」とある。つまり、豊寿は雑誌（『東京婦人矯風雜誌』）の創刊、冊子（『婦人言論の自由』）の出版、学校（「修身職業 英和女学校」）の設立という、三つの試みを発進させていたのである。

(2) 新聞紙条例・出版条例と『東京婦人矯風雜誌』

『東京婦人矯風雜誌』がなぜ出版条例に依らなかったのかという問いに関連して、女性を名指した言論統制について

て、三鬼浩子⁽²⁶⁾の研究を基に整理しておこう。

まず、一八七五年（明治八年）新聞紙条例・讒謗律には、女性に対する禁止事項はない。少なくとも明示的には、女性であることを理由に禁止されてはいなかったのである。

だが、一八八三年四月、新聞紙条例が改正されて、女性が「持主社主編輯人印刷人」となることが禁じられる（新聞紙条例第七条「内国人ニシテ満二十歳以上ノ男子ニ非サレハ持主社主編輯人印刷人トナルコトヲ得ス」）。

そして、一八八七年一二月末には、保安条例が公布・施行され、その二日後、新聞紙条例・出版条例の全面改正が公布された。新聞紙条例による女性への禁止条項はそのまま引き継がれた（改正後は第六条）。同時に、出版条例改正により、「學術技芸ニ関スル事項」を掲載する雑誌（「雑誌ニシテ専ラ學術技芸ニ関スル事項ヲ記載スルモノ」）は、出版条例に依るものとされた。

以上のように、女性が主体となって雑誌を発行する場合は、出版条例に依ることになり、「學術技芸」に関するところしか載せられない。つまり、女性達は、雑誌の編集・発行を禁じられているわけではないが、「時事」に触れないという条件付きなのである。しかも、何が「時事」にあたるのかという基準は示されないから、常に予防的に自分で規制しなければならない。

言い換えれば、「時事」に触れたことを理由とする発行停止に怯えることなく刊行するためには、出版条例ではなく、新聞紙条例に依る必要があった。こうした志とその成果を表わすのが、一八八八年一月植木枝盛らが高知県会で「娼妓公許廃止」の稟知事への建議を可決させたのをうけて、「東京婦人矯風会 会頭 矢島楳 書記 佐佐城豊寿」名で植木に送った書簡と、これに応える植木の書簡が創刊号に掲載されていることである。

(3) 女性の演説をめぐる巖本との対立

以上のように、東京婦人矯風会設立と『東京婦人矯風雑誌』創刊において、佐々城豊寿は巖本善治と連携している。他方、意見を異にする場面もある。豊寿は、集会で女性が演説をする——しかも、男性も交えた聴衆に対して演説する——という実践の先頭に立っていたが、巖本は、これに否定的であったからである。

そもそも巖本らは、元来「世の所謂いふゆゑる男女同権論なるものに甚はだ不同意」(『女学雑誌』第九四号、社説「吾人の意見を明かにす」という立場から、『女学雑誌』を創刊(一八八五年)したのであり、当初、「女子の演説」に、「大いに不快」(同第二三号。新報「女子の演説」との意見を表明していた。「其同性中の演説すら未だ行れず、然るに突然として男子公衆むかに對ひて演説あること、かの温雅の貞を失ふは固もとより先づ事の順序を誤るものと云ふべし」(説点、引用者)、と。

その後、一八八六年六月に世界WCTUから派遣されてきたレビットは、女性が男女を含めた公衆に対して説教・演説することを正当だとすでに考えていたが、他方、婦人伝道局から派遣されていた女性宣教師(及び、日本人男性キリスト教徒ら)は、女性は(女性の前で演説しても)男性の前では演説しないという立場をとっていた(安武一三八頁)。

巖本は、「レビット夫人」を招聘して木挽町の厚生館で開催した「女学演説」(会)の予告(『女学雑誌』第二九号、七月一五日)で、「但し傍聴は女子に限る」とした(安武、同頁)。それでも、聴衆は「六百余名にて館内殆ど充滿したり」(同誌三〇号)という。翌年の第二回女学演説会(五月二日)の予告にも、「同日は別段に傍聴券を発せざれども傍聴は物ものて女子に限るべき定さだめ」(『女学雑誌』第六二号「新報」欄「第二回女学演説」とある。これに対して、婦人矯風会の演説会は、女性だけに限らず、男女混じるものであった。『女学雑誌』第六五号には、「婦人矯風会の演

説」と題して、十三日夜の厚生館での集会は、「聴衆男女打凡そ一千二百名あり」とある。⁽²⁸⁾

ただし、豊寿と巖本の対立は、女性が男性を前にして演説してよいのかをめぐるものであり、大局的には、巖本は、やはり、豊寿の貴重な盟友なのである。⁽²⁹⁾

とはいえ、むろん、男女混じった千人余りの聴衆に対する女性（なかでも豊寿）の演説こそ、ゆゆしき問題であった。それは、薩長のヘゲモニーで国家建設を急ぐ政府の足下で、新たな国家・社会像を掲げて、いわば「新しい男」たちに呼びかけていたからである。⁽³⁰⁾

(4) 浅井柞

さて、豊寿らにとり、新聞紙条例・出版条例という薩長藩閥政府の課したハードルを越えたとしても、言論の自由は必ずしも保証されたものではなかった。

というのも、編輯委員は浅井柞^きと佐々城豊寿の二人とされており、しかも、「水戸の学者の家に生れて和漢の学問に通じ」⁽³¹⁾、長栄女塾総督にして、豊寿より十歳年長の浅井柞が、時に、隠然かつ断乎として豊寿を妨害したからである。

それは、誌上に、奇妙なほど明確に表現されている。豊寿は、同誌で、論説「自己^{おのれ}の志^{おも}想^い」(創刊号)、「日本同胞諸兄に望む」(第二号)、さらに、「自己の志^{おも}想^い即ち婦人の志^{おも}想^いは男子と異なる説」(第三号)を発表し、自分、即ち、婦人の志^{おも}想^いは男子と異なるのであるから、婦人は、男子を頼んでいるのではなく自ら進んで自分の志^{おも}想^いを述べなければならぬと力説した。⁽³²⁾だが、早くも第三号(一八八八年六月一六日)で、「論説」欄に掲載された「矯風会員に勸告す」(浅井さく女)の次に置かれた「自己の志^{おも}想^い即ち婦人の志^{おも}想^いは男子と異なる説」に、目次、本文とも、書き手

の名前がない。第四号（同年七月二日）では、同じく「論説」欄に掲載された「婦人改良を論ず」（浅井さく女）の次の一文「同胞諸兄に望む 第二」に、（豊寿のものであるにも関わらず）目次、本文とも、書き手の名前がないのである。

そればかりではない。「同胞諸兄に望む 第二」の書き出しと同じページには、国の慣習を考慮せず自らの身分も省みない急進的な婦人改良論を諷刺的に警告する一文が掲載された（宇津六七頁）。この「一文」とは、論説「婦人改良を論ず」中の、「教友 某氏が懇親会の席に於て婦人改良の急進を諷刺したるの勸話」を指す。その「勸話」とはこうである。

〔前略〕中にも小慧利こゑかしきに見ゆる蛙かわず一つの動議を起して曰けるは、人間の無状なるは今に始めぬ事ながらさればとて我々も卑屈ほくに匍匐ほくし居るが故に人間にも踏付ふみにせらるゝならん、若し彼と同一に直立して歩行したらんには、やはか踏付らるゝ事はあるまじと得意面がおして述べたりける。茲こゝは名案なり良法なりけり、然らば是よりは蛙の歩行を改良して直行するものとす可べしとて、先づ試みに其列を整へ、総大将とも見ゆる幕蛙ひまわらは真前まへに進み出で一勢に直立の号令を発し小隊進めと云いや否いな、列の内にて止めよ々と云い者あり〔後略〕（句読点、引用者）

つまり、女性達は、懇親会の席で自分達を「蛙」と揶揄する「勸話」を聞かされた上、さらに『東京婦人矯風雑誌』誌上で、それを読ませられたのである。

言い換えれば、豊寿らが手にしたのは、「お目付役」付きの、常に妨害が入る「言論の自由」でしかなかったのである。こうした采配は矢島の関与なしにはあり得ないであろう。さらに、その背後には、様々な政治的思惑が働いて

いたと言っても過言ではないであろう。

この後、「蛙」たち、なかでも、「大将とも見ゆる蟊蛙」ひきがえ佐々城豊寿に対する執拗な攻撃が始まる。潮田千勢子うしおだ（一八四四—一九〇三）は、後年次のように振り返る（「回顧と希望」、『婦人新報』第五七号、一九〇二年二月二十五日）⁽³³⁾

反対の声は男子の中より起り来れり、而も最も親善ならざるべからざる牧師教師の中より起れり。曰く「婦人の天職は家政を整へ夫を補佐すべきものなるに之を外にして公の事業に従事するが如きは実以ての外のことなり」曰く「婦人の働は〔中略〕夫の内助者たるにあるに、生意気にも紙筆口舌を弄して社会の事業に容嘴せんとは〔中略〕矯風会なる名称はこれ誤にして必ず狂風会なるべし〔後略〕」（内村鑑三氏の如きは京都より極力攻撃の一人なりき）

5 「財産中分権」（佐々城豊寿）と「クリスチャン・ホーム」（内村鑑三）

潮田らが聞いた反対の声とは、「夫を補佐すべき」、「夫の内助者たる」べき婦人が何事か、「以ての外」だということである。

じつは、豊寿は、「同胞諸兄に望む 第二」で、論じるのは「尤も難事中の難事」と認めつつ、婦人の「財産中分権」、すなわち、婦人が良人おとと並んで「業務分担」をすることを理由に、「財産」の「中分」を権利として提唱したのである。

(1) 「財産中分権」

豊寿にとつて、それは、正當な、當然のことであつた。一家では男女が「業務分担」をし、婦人は、様々な仕事を一手に引き受け、「家中の掃除或は台所を司どる事無給金の下婢げじよの如し」。「一家は男女合して成立かたちものなるに何故に財産に至りては専ら男子の有にして婦人の物ならずや。前に述のし処の分担役割あれば婦人も中は所有すべきは当然の事なりと信ず」、「道理上財産中分の所有あるは決して不当のことにあらざるなり」と。そして、「此財産中分権の判然と定らざる中は一家の和合も親愛も眞実行はれざるを知故に吾儕わがみは世人の憎にくみも譏そしりも憚おそからず。況や文字の不揃いなるを事を恐れんや。生のあらん限りは主張して止まざる覚悟なり」(句読点、引用者)と結んだのである。

これに対して猛然たる反発が巻き起こつた。つまり、『東京婦人矯風雜誌』第四号をめぐつて、「婦人」観、男／女の定義、つまり、ジェンダーをめぐる抗争が勃発したのである。

そもそも、「吾たに家の荷物を半分持つのみならず、日本国の半分は婦人のものと心得」(「日本婦人論 後編」、『時事新報』一八八五年七月、福沢⑤499)という福沢諭吉の提唱を言葉どおりにとれば、そう非難されることではなかつたはずである。だが、「内を治む」を「職分」として引き受けることは称揚されても、その当然の権利として「財産中分の所有」を要求することは容認されることではなかつたのである。それは、冊子『婦人言論の自由』——『東京婦人矯風雜誌』第四号に少し遅れて刊行される——を掻き消してしまふ勢いであつた。

(2) 「クリスチャン・ホーム」

その急先鋒が、内村鑑三(一八六一—一九三〇)である。一八八八年八月七日、西部婦人矯風会(東京婦人矯風会西部部会)主催の集会(番町教会)で、内村は「クリスチャン・ホーム34」と題する演説をした。

内村は、ホームを賛美する演説の途中から、「私は今迄婦人にして会堂の働きに於ては誠に感心の様に見へても、其人の家は実に悪魔の家かと思ふ程ののを見ました」(読点、引用者)と話し始める。そして、「朝は一番に早く起き夜は遅く寝ね家の掃除や洗濯に従事して居る」女性、「ホームを支配してホームに由て小児を教育し夫を慰め家を守りて行くべき細君」を称えて、これを、「数千人の衆を集めて或は禁酒の効を説き男女の同権を唱へ或は女子も投票権を有する所以を論じ或は神の救の道を講じて居る」(内村①415³⁵)女性に対比したのである。

そして、ついには、次のように非難した。

信者たる婦人の中に少しく誤つた考が出て来たと思ひます、それと云ふものは一家を治めることを思ふよりは公衆の前に立ちて立派な演説でもするがエライ様に思はれて居る、左れば女学校に通学して英文の手紙は書けるが家の小使帳を記^しることが出来ない、又甚だしきに至ては基督信者の婦人にして公けの会を主^{つかさど}りて世の中に立てば演説も出来万事様子もよいが其人の家に帰りて見れば家は乱れて朋友親戚にも不義理の借金を拵^{こしら}へた婦人を私に存じて居ります(内村①417)

つまり、内村は、娼娼や女性参政権等の主張内容そのものを批判・検討するのではなく、「公けの会を主^{つかさど}りて世の中に立てば演説も出来」る人が、自分の家も治められないではないかと弾劾したのである。

さらに、信者が「汽笛とのみなりたがつて笛を吹き太鼓を叩きたがり」という傾向を批判し、「家の中に在て精神を養ふ所の石炭となる」人をよしとした。つまり、傲慢、驕りを捨て、犠牲を進んで引き受けよと説教したのである。

これが、豊寿に向けられた非難・人身攻撃であることは明白である。演説はできても、家を治めることができない、

傲慢だ・奢っているという非難である。さらに、家を治められない人が営む「悪魔の家」という表現には、他人の家を壊したではないかという憎悪の聲が隠されているとみても大過ないであろう。

(3) 書記更迭

『東京婦人矯風雑誌』第五号（八月一八日）には、冒頭に「特報」として、「東京矯風会仮事務所移転広告」、「書記及会計更迭広告」、「雑誌編輯所移転広告」の三つが高く掲げられた。書記の更迭とは、「今般佐々木豊寿退職致候に付〔後略〕」と始まるものである。また、雑誌編輯所は浅井の長栄女塾に移された⁽³⁶⁾。

内村の演説筆記は、『女学雑誌』第一二五号（九月一日）、第一二六号（九月八日）、第一二七号（九月一五日）に、続いて、『東京婦人矯風雑誌』第六号（九月二五日）、第七号（一〇月二〇日）に連載された。

こうして、佐々木豊寿は、あたかも罪人・失格者でもあるかのように、東京婦人矯風会の中枢から追放されたのである。「修身職業 英和女学校」も、同年秋には廃校となった。豊寿は、「諸種の障妨ありて廃止するに至れり今尚遺憾に堪へざるなり」と述懐している（字津五九頁）。

さらに、翌年の『東京婦人矯風雑誌』第一号（一八八九〔明治二二〕年二月一六日）には、「矯風雑誌編輯委員 佐々木豊寿は病氣につき編輯委員を辞したれば本会はこれを許可し後任選定まで浅井さく専ら其任に当れり」という発表がある。同時に、「東京」の二字を削除して「婦人矯風会」とすることを含み、「婦人矯風会改正規則」が掲載されている。

さらには、会頭矢島の負傷を受けて矢島の辞職と、後任会頭の選挙を告知するにあたり、同誌一三号（同年四月二〇日）冒頭の論説「会頭の辞職及後撰」（無署名）は、矢島を「信向に富」み「着実謙遜」であると称えるとともに、

「博学多才なる者」「活発果敢なる者」「交際の巧たくみなる者」「演説の上手なる者」にのみ頼るのではなく、「信向に富たる者」を撰ぶようにと訴え、同時に、「汝まづ先、汝の傲慢を矯風せよ、汝が好名を矯風せよ、汝か執拗まげおし適莫を矯風せよ」という非難の言葉を並べたのである。⁽³⁸⁾

「文体は編輯者浅井柞のそれに似ている」（宇津七三頁）。この時期、編輯委員は浅井一人であるから、無署名のこの論説は浅井によるものとみるのが妥当であろう。

6 「婦人白標倶楽部」と集会及政社法、衆議院傍聴禁止

豊寿は、最終的には、「婦人白標倶楽部」の結成に向かう。年配者からは、「修身職業 英和女学校」に教員として加わっていた潮田千勢子が合流した。

豊寿は、まず、新島襄の同志社建設募金運動のために、潮田と二人で発起人になり、『女学雑誌』を通じて広く呼びかけ、音楽慈善会の開催（一八八九年三月）のために奔走した。ところが、それに対しても非難が起こり、「諸氏が目的は家事を投げ棄て、〔中略〕世間を駆け廻りて、有力者若しくは慈善家らしき名声を博さんとするにはあらざるべし」という匿名の中傷文が『経済雑誌』に投稿され、そして、それが『女学雑誌』（第一六二号、一八八九年五月一日）に転載された。これに対して豊寿は、同誌（第一六四・一六五号、六月一日・八日）「開書」欄に、長い弁明文を寄せた（宇津七二・七三頁）。

ここでは、自分は生来無智であるとして、その例として、第一に、世人が娼妾を賤視しないことを批判して、「却つて世の嘲笑を蒙」ったこと、第二に、「是より先き演説としては娼妾の賤しむべき醜業たるを演べたる男子一人も

無く、「某牧師ですら娼妾は世に害なしと迄も公言」されていた、こうした「有害無益の男子の演説」を聞くよりはと、自ら演壇に立って演説を始めたために、「娼妾全廃論の婦人の唇より出ると、婦人が男子衆人の前に立て演説するとは未曾有の出来事」であったので、攻撃の最焦点に立たされたこと、第三に、「賤民子女の一家を養ふ技術なく醜業に陥ちいるを傷たみ」職業学校を創立しようとしたが、「諸種の障妨ありて廃止するに至」ったこと等をあげたのである。⁽³⁹⁾

また、会頭選挙をめぐっては、結局、副会頭だけが改選（六月一日）されることになり、浅井が一位になり、豊寿は三位で落選した。同夜、佐々城家に植木枝盛、巖本善治、徳富蘇峰ほか一名が招かれた（植木日記）六月一日（宇津七五頁）⁽⁴⁰⁾。

(1) 婦人白標倶楽部の旗揚げ

その一週間後の『女学雑誌』（第一六七号、一八八九年六月二日）「時事」欄に、「婦人白標倶楽部」の設立が報道された。ただし、「府下四十二番女学校の人工藤佐野、十三番女学校の人相良龍の両女史」の設立によるものである。

さらに、『女学雑誌』第一八三号（一〇月二九日）の「開書」欄に、「婦人白標倶楽部々員総代 佐々城豊寿 潮田千勢」の連名で、「全国有志懇親会に送る書」（九月二五日付）が掲載された⁽⁴¹⁾。また、「広告」欄には、「婦人白標倶楽部記事」が掲載され、相談会決議書も掲載された。なお、『女学雑誌』は学術雑誌であったが、保証金を納め、新聞紙条例により、この第一八三号から時事問題を論じることが可能となった。こうして、国会開設を前にした布陣が作られたのである。

『女學雜誌』第一八六号（一月九日）には、「論説」欄に、浅井さく（目次では作子）述の「婦人矯風会員の勤勞」と佐々木豊寿の「婦人白標俱樂部の性質を演べて世上の一疑問に答う」が並んだ。豊寿は、「吾儕少數の姉妹相謀り婦人白標俱樂部を設立したるは徒らに私意を行わん為めにあらず又婦人矯風会より分離したるに非ず」と書き起し、婦人白標俱樂部の性質運動は「災害の慰問者、平和の代議者、一家のホーム製造者にして決して矯風会の分離に非ざるなり世の人幸に疑いを抱くこと勿れ」と結んだ。次号（第一八七号、一月一六日）の背表紙裏には、「幹事 工藤佐野 相良龍」の名で「婦人白標俱樂部規則」（一八九九年九月付）が發表された。

(2) 集会及政社法、衆議院傍聴禁止

一八九〇（明治二三）年、初の衆議院議員選挙を終えた七月二五日、政府は、「集会及政社法」を公布した。政談集会の発起人から女子を除外し（第三条）、「女子ハ政談集会ニ合同スルコトヲ得ズ」（第四条）、「政社ニ加入スルコトヲ得ズ」（第二五条）とするものである。⁽⁴²⁾

東京婦人矯風会、婦人白標俱樂部は、それぞれ、政談集会の傍聴禁止（第四条）に関して改正の建白書を元老院に提出した。また、婦人白標俱樂部会員でもある『女學雜誌』記者清水豊子（紫琴）が、「何故に女子は、政談集会に参聴ことを許されざる乎」という論説を『女學雜誌』（第二二八号、八月三〇日）に發表した。

なお、「集会及政社法」に関しては、従来、政治参加の文脈（なかでも民権派集会から女性を排除するのがねらいであるという文脈）で語られてきた。たしかにその面は否定できないが、この時期、国会への女性の参入要求自体は、少なくとも残されている限りでは極めてわずかであり、ほとんどないと言ってもよい。また、女性が政談集会の発起人になる例は見当たらない。より実質的な文脈として、女性の会合や矯風会系の集会（教会での集会を含む）が政治

や時事に触れれば、「政談」集会とみなされて「集会及政社法」によって弾圧されるかもしれないという怖れを引き起こしたのではないか、言い換えれば、何よりも、すでに始まっていた女性の運動や、廃娯運動に対して威嚇効果があったのではないかと考えられる。ちなみに、一八八三年一〇月、女子教育を呼びかける演説をして、(學術演説会の届出であるにもかかわらず) 政談に涉ったとして集会条例違反で投獄された岸田(中島)俊子の例がある。⁽⁴⁴⁾

さらに、一〇月、衆議院規則案に「婦人は傍聴を許さず」とあることがわかり、「婦人の議会傍聴禁止に対する陳情書」(二〇月付)が、巖本かし、佐々木豊寿、清水とよ、矢島かぢ等「有志総代」名で提出された。また、清水豊子が、『女学雑誌』(第二三四号、一〇月一日)に「泣て愛する姉妹に告ぐ」を発表し、同時に、自由党の板垣退助を訪ねた際の問答を掲載して、板垣の賛同を得たと伝えた。(「同伴に付板垣伯を訪ふの記」)。こうした運動の結果、女性の傍聴禁止を削除した衆議院規則が第一議会で可決されることになる。

この後、民法公布(一八九〇年)とともに起こった「民法出デテ忠孝亡ブ」という大合唱と施行延期(一八九二年)、教育勅語渙発に関連して起こった内村鑑三「不敬」事件(一八九二年)等が立て続けに起こる。⁽⁴⁵⁾

一八九一年四月、豊寿と潮田らは、「東京婦人禁酒会」(会頭、潮田)を立ち上げて活動する。だが、この後、事件が起こる。矯風会勢力の統合をめざして世界WCTUから派遣されて動いていた「ウエスト女史」(Mary West)が、一八九二年一二月一日、遊説中の金沢で客死したのである。二日後の東京婦人矯風会総会は女史を弔う場となり、豊寿らの東京婦人禁酒会を合併したものととして開かれた。言い換えれば、女史の遺志(面組織の統合)に応えるという大義名分の下、矢島等の権力が確立していくものとみられる。⁽⁴⁶⁾

一八九三年四月、豊寿は、東京を棄てて、北海道(室蘭)へ向かう。⁽⁴⁷⁾ 同じ四月、「日本基督婦人矯風会」が発足した。同年一二月、その機関誌『婦人矯風雑誌』が——停止していた『東京婦人矯風雑誌』⁽⁴⁸⁾の後継誌として——出版

条例に準拠した学術雑誌として誕生した。そこには、「本部より殊に名誉会頭の称号を佐々木豊寿氏に送れり」（創刊号、「東京婦人矯風会の広告」とある（宇津八二頁）。以後、「佐々木豊寿」の名は編輯委員等に残るが、結局、この後、豊寿が矯風会（「日本基督教婦人矯風会」）の中央に迎えられることはなかったのである。

7 「女大学主義」

婦人矯風会の演説会（一八八八年八月七日）で、「クリスチャン・ホーム」の名の下に、「朝は一番に早く起き夜は遅く寝ね家の掃除や洗濯に従事して居る」女性、「家の中に在て精神を養ふ所の石炭となる」女性を賞賛した内村は、さらに、『貞操美談 路得記』——一名 媳と姑の福音』（内村鑑三編述、福音社、一八九三年二月）を発表し、「謙遜誠実に女大学主義を履行する」女性こそ、「真正の基督教婦人」であると説いた。すなわち、『旧約聖書』の「ルツ記」（Book of Ruth）を、「聖書中の女大学」と位置づけて、この「女大学主義」を履行する女性こそが、日本の「真正の基督教婦人」であると主張したのである。

『貞操美談 路得記』は、ルツ記の注釈書の形をとっており（鄭四六頁）、「自序」の冒頭には、「此著は余が家族と共に聖書を講読する際に談ぜし所のものを蒐集して一書に纏めしもの」とある。つまり、自分の家族と話したものとされている。

「緒言」の末尾では、「路得記は実に聖書の女大学と称すべき者なり」（内村②263）と断言した。同時に、「今日世に称する基督教婦人なるもの、思想と行」が聖書の説く道とは信じがたい、「今日世に称する女権なるもの」がはたして聖書の基督教に助けられて発達したのかはいまだに大問題であり、現に有名なエリザベス・スタントン婦人のよう

に「基督教を以て女権伸張の大妨害物と見做す者」も少なくないと、キリスト教と「女権」との繋がりを断とうとした。さらに、聖書が理想とする婦人とは、「従順の婦人」、即ち「権利を争はざる婦人」であり、その点から見ると、「東洋の理想的婦人」こそ、「反て聖書の理想と相符合するもの」であり、西洋から輸入された西洋婦人の理想像は、「明瞭なる聖書の教訓と矛盾する」ものであると主張したのである。

聖書の理想的婦人は従順の婦人なり、即ち権利を争はざる婦人なり、而して余輩の見る所を以てすれば東洋の理想的婦人は反て聖書の理想と相符合するものにして、今日欧米に流行し稍や已に我国に輸入せられし西洋婦人の理想は明瞭なる聖書の教訓と矛盾する所多きが如し。(同263)

言い換えれば、日本における女性の道徳では姑と媳(息子の嫁)との関係が緊要である(「姑しよわいめと媳よめとの関係は東洋に於る女子道徳の緊要なる条件なり」。同269)として、「女大学主義」、具体的には、媳の姑への献身、すなわち、「媳たるものがその舅姑にたいする義務」(同261)の承認とその履行をあらためて提唱したのである。その際には、夫没後もなお姑を助けて共に暮らしたルツを取り上げて、「女大学」と「ルツ記」の文言(「明瞭なる聖書の教訓」)が符合すると主張した。

このように操作することで、従来の、より正確に言えば、この時期あらためて興隆しつつあった儒学的価値観(女訓)——いったん嫁入りすれば、媳として(夫の)父母に孝を尽くさなければならぬ、夫の没後も(貞を尽くし)再婚など論外である——と、キリスト教の聖書とは、同一の主義であると解釈され得る。

ただし、ルツもやがて、姑の教えにより再婚をする(夫の名を残すような再婚をする)が、内村は、これを、「姑

の命」(同284)に従ったものであるとして正当化している。

なお、聖書のパウロの言葉には、夫の没後、妻の再婚を勧めるものがある。⁽⁴⁹⁾にもかかわらず、内村はこれには触れない。

内村は、返す刀で、「女大学主義を以て野蛮人種の教誡なりと嘲ける一種異様の婦人が代表する『パリサイ』主義に対しては路得記は最も功験ある解毒剤なり」(同297)と宣言する。また、こうも言う。「路得記は明々白々に此種の『パリサイ』の婦人に教へて言ふ、「中略」謙遜誠実に女大学主義を履行するもの、中に反て神意に叶ふものありて、木石像に願を込るもの、中に『アーメン』を唱ふる婦人に勝る真正の基督教婦人のあるを証するものなり」(内村②297)。言い換えれば、「女権子権を主張して欧米の制度に倣はんとするが如きは最も非基督教的と謂はざるを得ず」(同301)と、「女権」主義者をキリスト教の名において断罪したのである。

以上のように、内村は、「ルツ記」の注釈という手法で、「真正の基督教婦人」を「女大学主義」と強引に結びつけた。つまり、文明開化の日本で、(いまだ)「女大学」を信奉する人々を、キリスト教の名においてあらためて高く評価したのである。同時に、当時勃興しつつあったキリスト教の女権主義的解釈を否定した。

この点において、内村を頭とするキリスト教徒は、従来の価値観に対する鮮烈な挑戦者という地位を降りて、旧来の価値観と妥協した、否、それどころか、その戦闘的な担い手(「女大学主義」者)に変貌したと言える。なお、内村の初婚相手(竹)との破綻を分析したヘレン・ポールハチェットは、この過程で内村が確立していく女性観・結婚観は、同時代のキリスト教徒指導者夫婦、すなわち、井深梶之助・関子、植村正久・季野、小崎弘道・千代、海老名弾正・みやのそれとは異質であったことを明らかにしている。⁽⁵⁰⁾

じつは豊寿は、内村のこうした動きに気づいており、豊寿が北海道から送った書簡が、『婦人矯風雜誌』第五号（一八九四年三月二日）に掲載されている（鄭三〇二頁）。

近くは内村鑑三氏の編述、松村介石氏の婦人のかゞ見等は、未だ小妹の一見せしものにあらずと云へど、見ざるもその著述は、保守的婦人なる事と確信致居申候、嗚呼婦人かゞ見てう問題の、男子の手に頭はるゝは何事ぞ、婦人社界に隙あればこそ、如斯不名誉あるにあらずや、〔中略〕十年の昔に於てはいざ知らず、婦人が公然と世に立て矯正を叫びしは、最早九年の星霜を経しにあらずや、〔中略〕最も恐しき敵（身方に似たる敵）を防ぎ、戦はれよ

翌一八九五年、一家は上京し、豊寿は東京での活動を再開した。

8 豊寿、その後——「或る女」

だが、事態は思わぬ方向へ展開する。豊寿の長女信子のぶと国木田独歩（一八七一一一九〇八。哲夫（51））との間に、恋愛・豊寿の認めない結婚・信子の失踪・妊娠と離婚が次々と起こり、これが醜聞として取り沙汰されたのである。豊寿は、その責任をとる形で再び家族と北海道へ渡る。蘇峰宛書簡（一八九五年一月一七日付）には、「世間に顔向けのならぬ苦痛」とある（宇津前掲論文、一一二頁）。

ただし、その後、一九〇〇年一〇月に豊寿は札幌の家をたたんで東京に戻る。だが、一九〇一年四月、夫の本支が

突然病に倒れて没し、六月、豊寿もまた没するのである。

翌月、内村鑑三の「佐々木豊寿姉を葬る（運動主義の犠牲）」が『無教会』第五号（一九〇一年七月五日）に掲載された（内村⑨）。

それによると、「或る基督教の教師は彼女に社会運動の必要を説きました。（中略）彼女は直に意を決して社会改良家になりました、彼女は人の嘲弄をも省みず禁酒演説をしました、彼女は我が邦人の結団力に全く欠乏して居るのを察せず、に婦人矯風会なるものを興しました、彼女は純然たる女丈夫になりました（後略）。そして、「私は彼女の如き者は基督教の女徳を欠く者であると思ひました」とし、「彼女は私を以て女権の伸張を妨害する者であると思ひました」。

ただし、その後、豊寿は、内村の発行した『東京独立雑誌』の熱心な購読者となったという。内村は、「アナタの如き婦人が社会運動に率先さるゝ如きは神の聖意に合ふたことではありません」と言つたという。

たしかに、同誌の廃刊に際して、豊寿は、終刊号を通読したところ「長年宗教上に於ての苦痛」が取り去られたと、病床から感謝の書簡（一九〇〇年七月二七日付）を送っており、これが、『聖書之研究』第一号（同年九月三〇日）に掲載された（宇津九二―九三頁）。そこには、「牧師諸君の行為も感服せざる事とて此社界よりは罪人視せられ居る事に候得ば、殆んど二年間教会員に加はらず」、「余り多くの人々に誤解せらるゝの結果失望落胆自己をも疑ひ頗る苦痛に沈み居り候」等の悲痛な言葉がある。宇津は、これは、豊寿の北海道での女学校（私立札幌家政学校）建設の計画が、豊寿と森源三という人物（札幌地区から選出された初めての衆議院議員。息子の広が豊寿の娘・信子と婚約）との風聞・醜聞が囁かれたことよって頓挫したとみられることに關係すると推測する（宇津前掲論文、一一九―一

さらに、豊寿の没後、この種の風聞・醜聞が娘の信子を巻き込んでいく。国木田独歩が「鎌倉夫人」（一九〇二年）で、信子を「ハイカラ毒婦」「本能満足主義の勇者」^{ヤンビョウ}と描いた。さらに、独歩の日記『欺かざるの記』（一九〇八、一九〇九年）が公刊された。岩野泡鳴の『放浪』（一九一〇年）の一節には、「某代議士」が、「昔は耶蘇教の婦人矯風会の有名な弁士で」「北海道へ移住して失敗した」「鈴木玉寿」と関係していた、この女は、「肺病で去年茅ヶ崎で死んだ小説家田辺を昔棄てたという女の母」だったとある（宇津前掲論文、一二〇頁）⁽⁵²⁾。

つづいて、有島武郎が、「或る女のグリンプス」を『白樺』に長期連載した（一九一一年一月〜一九一三年三月）。さらに、これに後篇を書き足して、『或る女』（一九一九年）として刊行した。ちなみに、有島は、「或る女」後篇の「書後」で、「この小説にはモデルがあつて、それはある文学者とその先妻にあたる人とが用ひられると云ふある一部の人達の評判です。それはさうに違ひありません。〔後略〕」と認めている。モデルとは、信子及び森広であり、有島は広の親友だったのである。⁽⁵³⁾

以上のような醜聞・スキャンダル化が、両親を失った信子（とその身内）に執拗に襲いかかったのである。同時に、豊寿も、あの「信子」の母、すなわち、「小説家田辺を昔棄てたという女の母」（岩野泡鳴）として回顧されることになる。

この十数年後、豊寿の姪・相馬黒光は、ついに、「黙移」（一九三四年に『婦人之友』に連載）で、「国木田独歩と信子」の章を書き、豊寿とその娘の信子、そして、巖本善治と明治女学校の復権（名誉回復）に着手する。

黒光は、さらに、「黙移」から『明治初期の三女性——中島湘煙・若松賤子・清水紫琴』（一九四〇年）へと書き進んだ。黒光は同書で豊寿を論じているわけではない。しかし、おそらく、この三人に豊寿を加えた人々が、日本の近代国家形成期において、『女学雑誌』を足場に、廃娼と女性の地位向上、男／女（ジェンダー）の変更を迫った女性指導者の陣形なのである。多かれ少なかれ、キターについて知っており、レビットの演説を目の当たりにした人々でもある。そして、豊寿は言うまでもなく、湘煙、賤子（島田「巖本」かし）、紫琴、すなわち、明治初・中期に男性中心の国家体制の構築に抗った女性指導者たちは、確かに、事実上、社会からほぼ消えたのである（葬られたと言ってもよいかもしいれない）。しかも、紫琴の場合は後日談があった。実質的に石川三四郎が書いたとみられる『妾の半生涯』（福田英著、一九〇四年）は、景山英子を福田英子として再び世に送り出したばかりでなく、清水豊子（紫琴）を、「例の幻術」を用いる妖婦（富子）と描き出していたのである。⁽⁵⁴⁾

終わりに

一九〇〇年二月三日、函館の娼妓・坂井フタが廃業を求めて業者に対して起こした廃業届連署要求訴訟に関して、大審院は、「身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ無効」であるとして、函館控訴院に差し戻す判決を下した。⁽⁵⁵⁾五月七日には、名古屋の娼妓・藤原さとの廃業連署要求訴訟に関して、名古屋地裁が、善良の風俗に反するとして「娼妓稼業ヲ目的トセル本件当事者間ノ契約ハ本来無効」であるという判決を下した。⁽⁵⁶⁾二人とも、「娼妓稼業」に就いているにも関わらず借金がほとんど減らないことから、裁判所に訴え出たものである。言い換えれば、太政官達第二九五号（娼妓解放令）、あるいは、民法第九〇条（公序良俗）を根拠に、そもそもこの契約（娼妓稼業・金銭貸借）は無効で

はないのかと娼妓自身が争い始めたのである。そして、大審院は、結局、廃業を権利として認めた。

さて、この頃の豊寿はといえば、「札幌老農婦」なる名で、『時事新報』（一八九九年六月七日）に「女子に告ぐ」と題する寄稿をしている（宇津前掲論文、一二二頁）。半年後には、ドーデー女史（Adelaide Daughaday、アメリカ人宣教師）宅で開かれた札幌婦人矯風会の集会で、「矯風会の責任」について所感を述べている（同、一二四頁）。その後、『婦人新報』第35号（一九〇〇年三月）に掲載された潮田千勢子「婦人矯風会と佐々木豊寿夫人（二）」には、豊寿の潮田宛書簡の一節が引用されている。「〔前略〕まして目下の如き六七尺の積雪を以て四辺取囲まれ其中に埋まられて、何事も耳にする事なく目に見る事なく、只一男二女を相手にストーブを囲みて子女の志す処を聞き将来を語る外何も慰むるものなき時〔後略〕」（読点、引用者）というものである（同、一二五頁）。

おそらくこの手紙を書いた時、娼妓による廃業訴訟の知らせはまだ豊寿の耳に届いていなかった。だが、この手紙が載っている当の号の「時報」欄には、「函館の「坂本おふた」の「廃業届調印請求の訴訟」の詳細が掲載されているのである。豊寿は目を見張ったに違いない。

のちに潮田は、豊寿の葬儀で、「かゝる時期に帰京してかゝる盛況を目撃したる女史の喜び如何ばかりなりけん」と述べている。⁽⁵⁷⁾「女史即ち、廃業娼妓救済の切迫したるを感じ、同志と共に、兼て醜業婦救済のために設けられたる慈愛館の拡張を図り、専ら斡旋して慈善音楽会を開きぬ」と潮田は結ぶ。東京に出て、慈愛館を拡張しようと慈善音楽会を開いた、つまり、自由廃業する娼妓達の受け皿（居場所と仕事）づくりに取りかかった佐々木城豊寿は、たしかに、闘いの途上で斃れたのである。⁽⁵⁸⁾

(1) 二〇世紀初頭を振り返った山川菊栄（一八九〇—一九八〇。森田、青山）の言葉を借りれば、「あの公然の人身売買、業者の搾取

を国家公認の制度としておくこと〔後略〕、「封建時代そのままの遊廓制度、公然の人身売買、業者の搾取〔後略〕。『おんな二代の記』(平凡社・東洋文庫、一九七二年〔初出『女二代の記』日本評論新社、一九五六年〕、一六八頁、一六七頁。菊栄は、当時、公娼制度を、「こうした奴隷売買兼高利業を保護する政策」と呼んでいる(『日本婦人の社会事業について伊藤野枝氏に与ふ』、『青鞜』第六卷一号、一九二六年一月)。

(2) 後者に関しては、長野県を例に、地方(地域)レベルでの公娼制度への批判意識の醸成・県議会での公娼廃止決議(一九三〇年)を追った小野沢あかね『近代日本社会と公娼制度——民衆史と国際関係史の視点から——』(吉川弘文館、二〇一〇年)、遊廓内の女性の自由廃業・ストライキ(一九二〇年代～一九三〇年代初頭)を新聞記事等によって描き出した山家悠平『遊廓のストライキ——女性の二十世紀・序説』(共和国、二〇一五年)等を参照されたい。

(3) 続いて宇津恭子は、豊寿の北海道での生活と活動を追った『佐々城豊寿の北海道移住 再考』(清泉女子大学人文科学研究所紀要)第六号、一九八四年、「佐々城豊寿 再考——生い立ちと婦人白標倶楽部の活動——」(清泉学院短期大学研究紀要)第三号、一九八五年)を著した。また、豊寿が佐々城信子の母であるところから阿部光子『或る女』の生涯(新潮社、一九八二年)の第二章、同様に、徳富蘇峰と交流があったところから高野静子『蘇峰とその時代』(中央公論社、一九八八年)の第四章「佐々城豊寿」が書かれている。また、小檜山ルイ『アメリカ婦人宣教師——来日の背景とその影響』(東京大学出版会、一九九二年)に、「終章 果実・『影響』のゆくえ」がある。小檜山は、「佐々城豊寿とその時代」を連載中である『キリスト教文化』(かんよう出版)二〇一三年春号より)。

なお、豊寿の夫となった佐々城本支(伊東友賢)に関する研究に、伊東信雄「伊東友賢小伝——プロテスタント受洗した最初の東北人の伝記」(『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第六号、一九七四年二月)がある。また、武井静夫「佐々城信子と北海道」(『北海道文学』、一九六六年二月)に豊寿に関する記述がある。

豊寿に関係する重要論文としては、安武留美「婦人言論の自由——宣教師とWCTUと東京婦人矯風会」(『日本研究』(国際日本文化研究センター)、二〇〇五年)、片野真佐子「浅井柞覚書——忘れられた女性プロテスタント」(『近代日本のキリスト教と女性たち』(新教出版社)、一九九五年)、鄭炫汀「天皇制国家と女性——日本キリスト教史における木下尚江」(『教文館』、二〇一三年)があげられるであろう。安武は、豊寿が翻訳・刊行した『婦人言論の自由』の当時における位置と意義を明らかにした。片野は、『東京婦人矯風雑誌』の編輯委員を豊寿と並んで務めた浅井柞を掘り起こした。鄭は、内村鑑三について批判的に検討し、豊寿と内村の対立関係を明確にした(同書三〇〇—三〇三頁等)。

(4) 拙著『御一新とジェンダー——荻生徂徠から教育勅語まで』(東京大学出版会、二〇〇五年)六頁、拙稿『牝鶏の害』と、『女權

(female power)』と『女権 (women's rights)』(『女性史学』第一八号、二〇〇八年) 二二頁を参照。

(5) 林葉子「廃娼運動への女性の参加と周縁化」群馬の廃娼請願から全国廃娼同盟会設立期まで」(『女性史総合研究会・女性史学編集委員会』『女性史学』第一七号、二〇〇七年) 六頁を参照。

(6) 相馬黒光「黙移」(『婦人之友』一九三四年一月〜六月)、『黙移』(女性時代社、一九三六年)。

(7) 十一月に東京女学校と改称される。

(8) のちの『東京曙新聞』。

(9) さらに十一月、東京府は違式註違条例を出し、「婦人ニテ謂レナク断髪スル者」(註違罪目第三九条)、「男ニテ女粧シ、女ニテ男粧シ、或ハ奇怪ノ粉飾ヲ為シテ醜体ヲ露ス者」(違式罪目第六二条)を禁じた。

(10) 「京都学校の記」は、写本で広まったとみられる。以下、慶応義塾(富田正文)編『福沢諭吉全集』(岩波書店、一九六九〜七一年)の、たとえば、第一巻を「福沢①」と略記し、その後に頁数を記す。

(11) 英人イーバンス夫妻を教師として採用したこの新英学校及女紅場は、英女学校と改称され(一八七四年、やがて、京都府立女学校に発展する。青山なを『明治女学校の研究』(慶応通信、一九七〇年)、五三九―五四〇頁)。

(12) この時女子師範に入学した山川菊栄の母・千世からの菊栄による聞き書き。前掲『おんな二代の記』、三七頁。

また、拙著『良妻賢母主義から外れた人々——湘煙・らいてう・漱石』(みすず書房、二〇一四年) 九―一〇頁を参照されたい。ただし、一〇頁―一四頁は、以下に差し替えることとする。

なお、まちだかの袴(褌高袴)とは、褌を高く取った袴で、武士が正装に用いてきたものである。続く女子師範の開校式(一八七五年十一月)では、「マチをずっと低くしてあっただけで、あとは男物と同じ」(山川菊栄『おんな二代の記』)袴が官給された。それでも非難は止まず、やがて袴の着用は禁止され、着物姿に戻るのである。

(13) 女子を(男子同様に)教育して国力を増大させるという構想であり、森有礼や中村正直が提唱した。これを、のちの「良妻賢母教育」「良妻賢母主義」と区別して、「賢母良妻教育」と呼ぶことにする。

『おんな二代の記』には、中村正直が、「日本へ帰ったら女子教育に力をいれなければ日本は危い、婦人が今のままでは日本は外国と競争できないと痛切に感じました」(二二頁)とある。また、中村が「とくに高等教育を与える意味の賢母良妻を主張したことは、明治中期以後の、女子の高等教育に反対する意味の賢母良妻主義ではなく」(三四頁)ともある。

ちなみに、豊寿は、同人社の女学校において「生徒といっても十人たらず」(千世)のうちの一人、ということになる。

なお、千世と同時に女子師範に入学した母を持つ「国会さん」(堀部国会)から菊栄宛の手紙には、「服装は、髪は男まげと申しちヨ

ンまげ、袴は男物でマチ高、木綿じまのきもの、男女の別はなかったらしいのです」『おんな二代の記』三六六頁）とある。すなわち、二つの話では、袴は「マチをずつと低くしてあった」、「マチ高」だったという点が異なるのであるが、手紙にみられる「国会さん」の母の記憶は曖昧であると言つてよく、他方、『武家の女性』（一九三三年）、『おんな二代の記』にみられる、菊栄による千世からの聞き書きは詳細であるから、こちらを採ることにした。

(14) 「黙移」。また、『仙台人名大辞書』に、「常に男装して長袴を穿き、汗馬に鞭ちて市中を馳駆し」とある。宇津三九頁。

(15) 潮田千勢子「佐々城豊寿女史」二（『婦女新聞』第六〇号、一九〇一年七月一日）。小檜山前掲論文「佐々城豊寿とその時代」四（『キリスト教文化』、二〇一五年春号）一七五頁を参照。

なお、潮田の同文は、一ツ橋に官立の女学校があったが十三歳以下の少女しか対象にしていなかったとするのみで、同人社、及び、「いまの女子高等師範の前身であった学校」で「漢学の先生をしてい」た（相馬黒光）点について触れていない。とはいえ、相馬の言葉は具体的であるから、潮田のこの文をもって豊寿が東京女学校で教えていた可能性が否定されるわけではないと筆者は考えている。ちなみに、宇津前掲論文（『佐々城豊寿 再考——生い立ちと婦人白標倶楽部の活動——』）も、相馬の言葉を援用している（同論文六九—七〇頁）。

(16) 小檜山、同上、一七四頁。

(17) 『女学雑誌』第二九号（一八八六年七月一日）背表紙、同第三〇号（同年七月二五日）。

(18) なお、矯風会事務所は「女学雑誌社内」である。

(19) 拙著『良妻賢母主義から外れた人々』七三頁を参照。

(20) 天理人道と言つても、場所や時代によって異なる条件付きのものであるということ。拙著『国民道德とジェンダー——福沢諭吉・井上哲次郎・和辻哲郎』（東京大学出版会、二〇〇七年）五六—五七頁を参照。

(21) 拙著『御一新とジェンダー』、二七三—二七四頁。

(22) 「人民の移住と娼婦の出稼」『時事新報』一八九六年一月一日、福沢¹⁵⁾362。

(23) たとえば、五味百合子は、なぜ出版条例に依らなかつたのか不明である、「時事問題を論ずるためであつたらうか」と推測している。『婦人新報』解説・総目次・索引」（不二出版、一九八六年）、「解説」。

(24) 以下、『婦人言論の自由』と記す。

(25) 34 「女性には教会で黙っていなさい。女性には話すことが許されていないのです。立法も言っているように、女性は従いなさい」。なお、35 「もし、何か学びたいことがあれば、家で自分の夫に尋ねなさい。教会で話すのは、女性にとっては恥ずべきことです」（フ

ランシスコ会聖書研究所訳『新約聖書』（中央出版社、改訂版一九八四年）。以下同様。

(26) 三鬼浩子「明治婦人雑誌の軌跡」、近代女性文化史研究会編『婦人雑誌の夜明け』（大空社、一九八九年）所収。

(27) この点、『婦人矯風雑誌』（『東京婦人矯風雑誌』の後継誌）が学術雑誌として出版条例に依っていた頃を回顧する座談会（『婦人新報』第三七〇号、一九二九年）で、「保証金を出せずに出版条例に依っていたが」時事問題に触れたことにより発行停止処分を受けたため、『婦人新報』に）改題して発行を継続した、何が時事に触れたとみなされたかという点と、真の矯風改革家は表面の風波のため心動かされず、「という文脈で、日清戦争の如き一時の風波」とあったことと、前掲『婦人新報』解説・総目次・索引、五味百合子「解説」なお、これは、『婦人矯風雑誌』第一五号（一九一五年一月）の社説「一時の風波に迷ふ勿れ」のことである。『婦人新報』は、一八九七年五月二五日より「新聞紙条例に従ひ保証金を納め政治を議し、時事をも論じ得るやうにした」（『婦人新報改刊の辞』）。

(28) とはいえ、同記事にはさらに続けて、「聴衆の男子中に甚だ失敬なる言語を發するものあり」、「折々奇異なる言を發し失敬なる標語を弁士に加へて得意とする野蛮なる男子あり」とある。つまり、巖本は、聴衆を女性に限る理由として、こうした「野蛮なる男子」による妨害もあげたわけである。

(29) なお、安武論文では、この点について論じられていない。むしろ、木村鏡子の急死を機に、「巖本を介して日本人男性キリスト者たちの影響力が強まっていった」（安武一四〇頁）として、巖本との関係を否定的にとらえている。鄭論文では、さらに、『東京婦人矯風雑誌』の雑誌編輯所が長栄女塾に移転し、「編輯人も浅井柞に代わった」ことを、「巖本ら男性キリスト者から離れて独立した女性組織になることをめざした」（鄭九五頁）と、肯定的にとらえている。

(30) たとえば、豊寿は、「東京婦人矯風会の会員愛姉に告ぐ」（『女学雑誌』第五六号、一八八七年五月一九日）で、男子が矯風会を結成することを呼びかけている。「（前略）左れば男子の方にも矯風会あり又婦人の方にも婦人矯風会の在は車の両輪の如くにして社会一般の悪風習を洗ふには当今必要の器械なる事と存ます」。

(31) のちの宮城女学院での教え子の証言。学校法人宮城女学院『天にみ栄え——宮城女学院の百年——』（一九八七年、三〇六頁（片野四九頁））。

(32) なお、同説は、「是かの今日の婦人は志想こころざしの自由を演べ（中略）久しく屈みたる膝を伸へ姉妹互ひに手を取り歩々文明の域に進まんと欲し、是今日我矯風会の雑誌必要なるゆへんなり」（読点、引用者）と結ばれている。

(33) 鄭前掲書二〇一頁を参照。

(34) 原文の表記は「クリスチャン、ホーム」（『女学雑誌』）、「クリスチャンホーム」（『東京婦人矯風雑誌』）だが、「クリスチャン・ホ

ーム」で統一する。

- (35) 『内村鑑三全集』(岩波書店、一九八〇—一九八四年)の、たとえば、第一巻を「内村①」と略記し、その後に頁数を記す。
- (36) 仮事務所と雑誌編輯所は、ともに豊寿の「修身職業 英和女学校」内に置かれていた(宇津六七頁)。
- (37) 佐々城豊寿「O・S・C・君に答ふ」(『女学雑誌』第一六五号、一八八九年六月八日)。
- (38) 「彼も人なり吾も人なり、若し衷情一片人を愛するの信、同く徒に好名心を以て事に従うがごとき浮薄の新会頭万一にも撰挙せらるゝあらは、何程学芸あり見識あるも悪魔は口を開いて放笑せんとす、汝自ら汝の価値を知、汝先汝の傲慢を矯風せよ、汝が好名を矯風せよ、汝が執拗適莫を矯風せよ、(後略)」(句読点、引用者)
- (39) なお、この試みが、「私立女子授産場」の開場(一八九〇年)、のちの慈愛館へと発展する(宇津、七八〜七九頁)。
- (40) なお、豊寿も序文(一八八八年八月三日付)を書いた植木枝盛の『東洋の婦女』が、豊寿が発行人となり、一八八九年九月に刊行される。
- (41) 改進黨の全国大会に対し、「酒間時事を談じ酌妓杯盤を周旋する」「弊習」の撤廃を懇請するもの(宇津七五頁)。
- (42) なお、同時期の『東京婦人矯風雑誌』第二七号(一八九〇年七月一九日)の論説「議員選挙に就て」(浅井さく述)は、男性議員が婦人の声を聴くことを要求しつつ、女性の参政という主張を非難する論陣を張っている。婦人は、人類として受けられるはずの自由幸福において男子と同等同権であるとしても、責任には区別がある、と。そして、そこには激しい言葉が並んでいる。
- 「欧米の飛揚たる婦人は頻りに男女同権を唱へて自ら参政の権を得ん事を熱望せりと雖も、元來婦人には自から守るべき区域勉むべき職務ありて容易に其範囲を超ゆるべからざる者とす。〔中略〕婦人は其初め男子と併立して奔走するか為に造り出されたる者にはあらず。男子の助手として造いたされたる者なれば、固より其責任を同ふすべき者にはあらず。〔中略〕既に此の区別あり、ざるを世の婦人もすれば此区別を取違て、任に政權上に嘴を容、或は政談に身を委、もしくは夫婦の間其主義の異同を主張し、風波を起し、離別を醸すなど、任々聴所にして忌わしき限りなりと云べし。」(句読点、引用者)
- (43) 『東京婦人矯風雑誌』第二八号(八月一六日)は、記事で、女性の政社加入禁止は許容しつつも、政談の傍聴、わけても、帝国議會への傍聴参観も禁止されることに反対を表明している。
- (44) 前掲『良妻賢母主義から外れた人々』四一頁を参照。
- (45) なお、この頃、キリスト教への逆風の中で、キリスト教界の指導者の一人である田村直臣を、日本の女性の地位が低い描いたその著書『日本の花嫁』(The Japanese Bride, 1893)をもつて、「売国奴」として糾弾する動きが起こっている。田村は孤立し、教師職を剝奪された(鄭四一—四三頁)。田村は、その著書『基督教と政治』(一八九〇年)で、「人は神の前には女でも男でも〔中略〕同等同

権である」との立場をとっており、豊寿は、盟友としての、男性キリスト教指導者たちの変容と萎縮にも直面したのである。

(46) 宇津(八一頁)及び、安武留美『*Transnational Women's Activism: The United States, Japan, and Japanese Immigrant Communities in California, 1859-1920*』(New York University Press, 2004), 七四―七五頁を参照。

なお、片野前掲論文は、総会での矢島の所信表明の言葉(「本会は禁酒を主張する者なるに、今まで主として風俗に關することに尽力したるを以て、ウエスト嬢にも驚かれたる様子なれども、本より吾等は禁酒の大切なることを確信するものなれば、精神上其為に力を尽くさん」)をもって、矢島らと「潮田・佐々城のグループ」の合流と解す(片野四六頁)が、矢島のこの発言は、「禁酒」を「風俗」と対抗的に打ちだしているのである。

(47) 豊寿は、北海道で「一大女学校」を建設することをめざした。宇津前掲論文「佐々城豊寿の北海道移住 再考」を参照。

(48) 宇津(八二頁)は、『東京婦人矯風雜誌』は「政治問題を大胆に批判し、主義主張を強調した」という理由で第五五号を以て廃刊処分を受けたとするが、第五七号(一八九三年二月)までは現存しており、五味百合子は、のち休刊となったものか事情は不明であるとする(前掲「解題」)。

(49) 「独身の人や夫を亡くした婦人に言います。わたしのようにならざるに今のままでいるほうがよい。しかし、もし自分を制することができなければ、結婚しなさい。結婚するほうが欲情に身を焦がすよりはよいからです。」(コリント一七・八一―八二)

(50) Helen Ballhatchet, "Christianity and Gender Relations in Japan," (*Religious Studies* 34, no.1, 2007).

(51) 『国民新聞』の記者となって日清戦争に従軍していた。

(52) なお、後年のことであるが、山川菊栄は『日本婦人運動小史』(大和書房、一九七九年)初出「母親のための婦人運動史」「婦人指導者」一九五七―一九五八年)で、豊寿を、「婦人矯風会の初代会長、当時日本橋で評判の病院の院長夫人、はでな社交家で鹿鳴館時代のパーティーのご定連」で、「鹿鳴館時代の貴婦人に珍しくなかったスキャンダルのために、社会的に葬られ」と描いている(同書七四頁。宇津、同前)。

(53) 阿部光子前掲書、鈴木三雄「もうひとりのミス・キダーの生徒」(フェリス女学院資料室『あゆみ』第一四号、一九八四年)を参照。

(54) 拙著『菅野スガ再考』(白澤社、二〇一四年)三三―三四頁を参照。

(55) 「娼妓廃業届書ニ調印請求ノ件判決」。市川房枝編『日本婦人問題資料集成』第一巻、人權、一九七八年、二四七頁。

また、『婦人新報』第三五号(一九〇〇年三月)の「時報」欄で、「娼妓廃業請求の裁判」と題して次のように報じられている。「(前略)坂本おふたが明治三十年八月中金二百圓の前借にて山田方へ出稼ぎし、満一ヶ年間稼きたるも一錢の負債返却も出来ずとの理由を

雌鳥よ、夜明けを告げるな(関口)

以て樓主に対し、廢業届調印請求の訴訟を起し、第一審第二審とも敗訴せしが、おふたは之を不当として、昨年九月上告せしに、大審院は原裁判を破棄して更に宮城控訴院へ移したり。然るに同院にても亦原告の敗訴となりしが、おふたは之に屈せず、再び上告せしに、大審院は幸ひ原裁判所の審理を不充分と認め今回亦も宮城控訴院へ差戻しとなりしが、這般は多分原告の勝訴に帰すべしとの評判。⁵⁶⁾なお、宮城控訴院ではなく、函館控訴院である。

(56) 前掲『日本婦人問題資料集成』第一卷、二五〇頁。

(57) 潮田千勢子「佐々城豊寿女史」三、『婦女新聞』第六一號、一九〇一年七月八日。

(58) 本稿第二章、第六章は、研究ノート「廢娼運動誕生の苦悶——東京婦人矯風会・『東京婦人矯風雜誌』・佐々城豊寿」(『女性史学』第二五号、二〇一五年七月。女性史総合研究会・女性史学編集委員会編)を元に行っている。